

天候不良等不可抗力及びその他指示による契約変更 に関する特約条項

第 1 条 甲及び乙は、役務の履行について、天候不良等不可抗力により不測の事態が発生した場合及びその他甲の指示により変更が生じた場合は、契約に定めるところを変更するため協議することができる。

第 2 条 前条により協議が行われる場合は、一般契約条項第 4 3 条の規定を準用する。